令和５年度東海学院大学学則

東海学院大学 学則

第１章　建学の精神及び目的

（建学の精神）
第１条　東海学院大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成である。

（目的）
第２条　本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い知識と教養を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、知的、道徳的及び応用的能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

第２章　自己点検及び評価

（自己点検及び評価）
第３条　本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
２　前項の点検及び評価項目、実施体制、実施方法等に関する規程は、別に定める。

第３章　学部及び大学院

（学部）
第４条　本学に、健康福祉学部及び人間関係学部を置く。
２　学部の学科及び学科名については、別表に定める。
３　健康福祉学部は、建学の精神に基づき、福祉・スポーツ・栄養・医療など多元的なウェルネスの視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目的とする。
４　人間関係学部は、建学の精神に基づき、急速に変化する現代社会の人間関係をめぐる諸問題及び心身の諸問題について、心理学及び子ども学の視点から教育・研究を行い、各分野の専門的知識・技能と豊かな人間性を備えた人材の育成を目的とする。

（大学院）
第５条　本学に、大学院を置く。
２　大学院学則は、別に定める。

（健康福祉学部）
第６条　健康福祉学部に、総合福祉学科及び管理栄養学科を置く。
２　総合福祉学科は、社会人としての豊かな教養とリテラシーを修得し、確かな倫理観・人間観及び知性を身に付け、それらを保健・医療・福祉分野における職業生活の中で実践し、日常の社会生活の中で行動するために必要な能力を育む。その能力の基礎の上に、幅広い学問領域の知識と技術を連関させる学際的な能力を備え、福祉・スポーツ・医療のニーズに的確に対応し、指導的役割を果たせる人材の育成を目的とする。

３　管理栄養学科は、生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養や保健、医療の専門知識と技術を学び、栄養や保健、医療の分野で活躍するための倫理性が確立され、それとともに専門知識と技術について積極的に学ぶ情熱に満ちた人間性を育む。その人間性の基礎の上に、この学科で学んだ専門知識と技術を持ち、栄養や保健、医療の分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

（人間関係学部）
第７条　人間関係学部に、心理学科及び子ども発達学科を置く。
２　心理学科は、現代社会における人間関係と心身の健康をめぐる諸問題に、心理学の視点から取り組むことのできる創造性と豊かな人間性を育むとともに、心理学の知識と研究法を修得することにより、医療・福祉・教育をはじめとした様々な職業分野において、人々を心理的に支援し、相互理解と融和に貢献できる人材の育成を目的とする。
３　子ども発達学科は、子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育むとともに、人間発達、子育て支援、子ども文化などの各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる人材の育成を目的とする。

（収容定員）
第８条　各学部、学科の収容定員は、別表に掲げるとおりとする。

第４章　教職員及び会議

（学長、副学長及び学科長）
第９条　本学に学長、学部に学部長、学科に学科長、大学院に研究科長を置く。
２　本学に副学長を置くことができる。

（教育職員）
第 10 条　本学に、一定数の教授、准教授、講師及び助教を置く。

（助手）
第 11 条　本学に、教育研究の円滑な実施に必要な業務を行うため助手を置くことができる。

（事務職員）
第 12 条　本学に、事務処理のため一定数の職員を置く。

（役職者会議）
第 13 条　本学に役職者会議を置く。
２　役職者会議に関し必要な事項は、東海学院大学役職者会議規程に定める。

（教授会）
第 14 条　本学に教授会を置く。
２　教授会に関し必要な事項は、東海学院大学教授会規程に定める。

第５章　教育課程及び卒業の要件

（教育課程）
第 15 条　授業科目を分けて、教養科目、学部共通科目、専門科目、自己設計科目、自由科目とする。
２　教養科目、学部共通科目、専門科目の授業科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。
３　自己設計科目、自由科目の授業科目並びにその単位数は、それぞれの別表のとおりとする。

（遠隔授業）
第 16 条　前条の単位数のうち、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所での授業の方法により修得することができる単位数は､60 単位を超えないものとする。

（1 年間の授業期間）
第 17 条　1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

（授業科目と単位）
第 18 条　各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い期間において授業を行うことができる。

（単位の計算方法）
第 19 条　各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
(3) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
(4) 外国語科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
２　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって 1 単位とする。
３　卒業研究、卒業制作及び学外実習等の授業科目は、これらの学修とその成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、前項の規定に関わらず、単位数を定めることができる。

（修業年限）
第 20 条　本学の修業年限は、4 年とする。
２　前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を前項の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で修業年限に通算することができる。
３　前項の修業年限の通算に関する必要な事項は、別に定める。

（在学期間）
第 21 条　学生は、8 年を超えて在学することができない。
２　前項の規定にかかわらず、第 45 条から第 47 条までの規定により入学した学生は、在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

（卒業要件単位）
第 22 条　本学の卒業には、第 20 条に規定する修業年限以上在学し、別表に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、124 単位以上を修得しなければならない。
２　前項に規定するもののほか、別表に掲げる自己設計科目及び自由科目等の授業科目を履修し、単位を修得した場合、20 単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（履修申告）
第 23 条　学生は学期ごとに履修しようとする授業科目を定めて履修申告をしなければならない。ただし、授業科目の教授上若しくは施設上の都合により履修年度を指定し、又は履修人員を制限することがある。

（単位の授与）
第 24 条　本学所定の授業科目を履修し、成績審査に合格した者には所定の単位を与える。

（定期成績審査、追審査及び再審査）
第 25 条　定期成績審査は、毎学期末又は学年末に行う。
２　病気その他やむを得ない理由のため、定期成績審査を受けることができない者には、追審査を行う。
３　定期成績審査又は追審査に不合格の場合は、原則として再審査を行う。

（受審資格）
第 26 条　成績審査は、当該科目の授業に 7 割以上出席した者でなければ受けることができない。

（審査方法）
第 27 条　成績審査は、試験、論文その他によって行う。

（成績の評価）
第 28 条　成績は、秀（90 点以上 100 点以下）、優（80 点以上 90 点未満）、良（70 点以上 80 点未満）、可（60 点以上 70 点未満）及び不可（60 点未満）の 5 段階に分け、秀、優、良及び可を合格とする。

（成績審査）
第 29 条　成績審査に関する必要な事項は、別に定める。

（大学又は大学以外の教育施設等における学修）
第 30 条　本学が教育上有益と認めたときは、他の大学等において修得した次の単位等について、合わせて 60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。
(1) 本学と日本国内外の他の大学との協定に基づき、当該大学において履修した授業科目の単位
(2) 第 51 条により、外国の大学において履修した授業科目の単位
(3) 本学が、外国の大学とあらかじめ協議の上当該大学において実施する語学研修及び教養講座における学修
(4) 本学に入学する前に在学した大学又は短期大学において履修した授業科目の単位
(5) 文部科学大臣が別に定める技能審査等における成果に係る学修で、本学が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

（卒業及び学位の授与）
第 31 条　本学に第 20 条に規定する修業年限以上在学し、所定の単位（以下「卒業要件単位」という。）を修得した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。
２　学士の学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

（早期卒業）
第 32 条　本学に 3 年以上在学し、卒業要件単位を優秀な成績で修得した者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、4 年未満の在学での卒業（以下「早期卒業」という。）を認め、学士の学位を授与することができる。
２　早期卒業に関する必要な事項は、別に定める。

（教職課程）
第 33 条　各学部の学科に、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に基づく教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）を置くことができる。
２　本学で取得できる教育職員免許状の種類及び教職課程については、東海学院大学履修規則に定める。
３　本学に在籍する者で、免許状を取得するためには、資格課程履修費を指定の期日までに納入しなければならない。
４　教職課程に関する資格課程履修費の額及び徴収方法については、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学授業料等の費用に関する細則（以下「授業料等の細則」という。）に定める。

（資格課程）
第 34 条　各学部の学科に、文部科学省又は厚生労働省等の規則に基づく国家資格又は国家試験受験資格等を取得させるための課程を置くことができる。
２　本学で取得できる国家資格又は国家試験受験資格の種類及び資格課程については、東海学院大学履修規則に定める。
３　本学に在籍する者で、資格を取得するためには、資格課程履修費を指定の期日までに納入しなければならない。
４　資格課程に関する資格課程履修費の額及び徴収方法については、授業料等の細則に定める。

（各種の資格取得）
第 35 条　本学が教育上有益と認める各種の資格取得のために必要な授業科目を置くことができる。
２　本学で取得できる各種の資格取得については、東海学院大学履修規則に定める。

第 6 章　学年、学期及び休業日

（学年）
第 36 条　学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）
第 37 条　学年を分けて、次の 2 学期とする。
（1）前期　4 月 1 日から 9 月 24 日まで
（2）後期　9 月 25 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日）
第 38 条　定期休業は、次のように定める。

(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
(3) 創立記念日　4 月 14 日
(4) 夏期休業
(5) 冬期休業
(6) 臨時休業　その都度、学長が定める。

ただし、学長が必要と認めた場合には、休業日であっても授業又は試験を実施することができる。

２　必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、又は休業日を定めることができる。

第 7 章　入学、休学、転学、退学及び外国留学

（入学の時期）

第 39 条　入学期日は学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

（入学の資格）

第 40 条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学所定の入学検定に合格した者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の 3 年次を修了した者
(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了し、18 歳以上である必要がある。）
(4) 外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した 18 歳以上の者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）
(5) 外国において、指定された 11 年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
(6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した 18 歳以上の者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程を修了する必要がある。）
(7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
(8) 文部科学省により指定された専修学校の高等課程を修了した者
(9) 旧制学校等を修了した者
(10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベルを保有する 18 歳以上の者
(11) 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた教育施設の 12 年の課程を修了した 18 歳以上の者（CIS の旧名称である ECIS の認定を受けた外国人学校の 12 年の課程を修了したものについても入学資格が認められる。）
(12) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（18 歳に達していないときは、18 歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。）
(13) 本学において個別の入学資格審査により認めた 18 歳以上の者

（入学の出願及び入学者選抜）

第 41 条　本学に入学を志願する者は、所定の書類を指定の期日までに学長に提出するとともに、検定料を指定の期日までに納付しなければならない。

２　入学者選抜については別に定める。

（入学の手続）
第 42 条　入学検定に合格した者は、指定の期日までに入学金を納め、かつ、所定の誓約書に署名捺印の上、提出しなければならない。ただし、次条の規定による入学金の免除及び徴収猶予を申請した者にあっては、免除若しくは徴収猶予を許可又は不許可とされるまでの間は、入学金の納入を猶予する。
２　学長は、前項の手続きを終えた者に対し、入学を許可する。
３　第 1 項ただし書の規定により入学金の納入を猶予された者が、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可（徴収猶予の申請をした者を除く。）を告知された場合には、指定の期日までに入学金を納入しなければならない。
４　入学を許可された者は、所定の期日までに、誓約書・在学保証書・その他本学所定の書類を提出しなければならない。
５　前項の在学保証書の保証人及び副保証人は、独立の生計を営む成年者で、確実に保証人の債務を履行し得るものでなければならない。本学において不適当と認めた場合は、保証人及び副保証人の変更を命ずることがある。
６　保証人が死亡又はその他の理由で、その責をつくしえないときは、副保証人がその債務を履行しなければならない。
７　保証人又は副保証人が転居した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

（入学金の免除及び徴収猶予）
第 43 条　特別な事情により入学金の納入が著しく困難であると認められる者に対しては、入学金の全額又は半額を免除し、又はその徴収を一定期間猶予することがある。
２　入学金の免除及び徴収猶予に関する必要な事項は、別に定める。

（既納の検定料及び入学金）
第 44 条　既納の検定料及び入学金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。
(1) 授業料等の細則の規定に該当する場合　既納の検定料と同項に定める検定料の差額
(2) 検定料を納入した後に出願書類を提出した者について、出願資格が無いこと等により出願を受け付けなかった場合　既納の検定料に相当する額
(3) 出願前に検定料を納入した者が、出願書類の提出を行わなかった場合　既納の検定料に相当する額

（再入学）
第 45 条　本学に 1 年以上在学し、第 52 条の規定により退学した者で、退学後原則として 2 年以内に再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

（転入学）
第 46 条　他の大学に 1 年以上在学している者で、当該学長の承認を得て本学に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

（編入学）
第 47 条　本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。
２　本学の第 2 年次及び第 3 年次に入学することのできる者に関する必要な事項は、別に定める。

（既修得単位の認定）
第 48 条　第 45 条、第 46 条及び第 47 条の規定により入学を許可された者の既修得単位の認定

に関する必要な事項は、別に定める。

（休学）
第 49 条　学生が病気その他の理由により引き続き 2 か月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。
２　休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年以内に限り引き続き休学を認めることがある。
３　休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
４　休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

（復学）
第 50 条　休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。ただし、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（留学）
第 51 条　本学が教育上有益と認めたときは、休学することなく外国の大学に留学することを許可することがある。
２　当該外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。
３　留学の期間は、修業年限に算入する。
４　留学に関する必要な事項は、別に定める。

（退学）
第 52 条　学生が退学しようとするときは、理由を詳記して学長に願い出て、その許可を得なければならない。
２　死亡の場合は死亡日を、行方不明の場合は届出日をもって退学日とする。

（転学部・転学科）
第 53 条　本学学生が同一学部に属する他の学科へ転学科を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。
２　本学の学生が他学部に属する他の学科へ転学科を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。
３　転学部又は転学科した者の在学年数は転学部又は転学科前の在籍年数の全部又は一部を通算することができる。

（転学）
第 54 条　学生が他の大学に転学しようとするときは、理由を詳記して学長に願い出て、その許可を得なければならない。

（除籍）
第 55 条　学生が次の各号の一に該当するときは、学長はこれを除籍する。
(1) 病気その他の理由により、修学の見込みがないと認められる者
(2) 入学金免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者で、所定の期日までに入学金を納入しない者
(3) 授業料等納入の義務を怠り、督促してもなお納入しない者
(4) 第 21 条に規定する在学期間内に卒業の見込みのない者
(5) 懲戒処分による強制退学とされた者

第８章　入学金、学費、在籍料及びその他納入金

（授業料等の額）
第 56 条　第 41 条の検定料、第 42 条第 1 項の入学金並びに次条の授業料その他の学納金は、授業料等の細則に定める。

（授業料等の徴収方法）
第 57 条　授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）は年額とし、前期及び後期の 2 期に等分して徴収する。
２　前項の授業料等は、毎学期始め指定期日以内に納入しなければならない。
３　前 2 項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料等を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料等を合わせて徴収するものとする。
４　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料等については、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

（授業料等の月割分納）
第 58 条　特別の理由のある者は、授業料等の月割分納を許可することがある。
２　前項の月割分納額は、年額の 12 分の 1 とし、毎月 5 日までに納入しなければならない。

（休学及び復学の場合の授業料等）
第 59 条　前期又は後期の全期間を通じて休学した場合は、所定の在籍料を徴収する。
２　授業料等の徴収猶予を許可された者が休学したときは、月割計算により休学の翌月から復学の前月までの授業料等を免除する。
３　復学した場合における授業料等の額及び徴収方法は授業料等の細則に定める。

（転学、退学、除籍又は停学の場合の授業料等）
第 60 条　転学、退学、除籍又は停学を命ぜられた場合でも、その期の授業料及び教育充実費は徴収する。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

（授業料等の免除及び徴収猶予）
第 61 条　授業料等の支弁が困難な学生に対しては、当該期に限り授業料等の全部若しくは一部を免除し、又、授業料等を一定期間徴収猶予することがある。
２　免除又は徴収猶予された者で、その理由が消滅した場合は、その月から月割計算によりその期の授業料等を徴収する。

（月割分納、免除又は徴収猶予の許可）
第 62 条　第 58 条及び前条の規定により授業料等の月割分納、免除又は徴収猶予を受けようとする者は、理由を詳記して学長に願い出て、その許可を得なければならない。
２　授業料等の免除及び徴収猶予に関する必要な事項は、別に定める。

（既納の授業料等）
第 63 条　既納の授業料等は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。
(1) 前期に係る授業料等を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を合わせて納入した者が、後期に係る授業料等の徴収時期前に休学又は退学した場合、後期に係る授業料等に相当する額

(2) 入学を許可するときに前期又は前期及び後期に係る授業料等を納入した者が、その年の3月31日までに入学を辞退した場合、当該授業料等に相当する額

第９章　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）
第64条　本学において、特殊な事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
２　研究生に関する必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）
第65条　本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
２　科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）
第66条　他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学と協議して定めるところにより、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。
２　特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）
第 67 条　外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
２　前項に規定する外国人留学生については、第8条に規定する収容定員外とすることができる。
３　外国人留学生のために、第15条に定めるもののほか、別表のとおり授業科目を置く。
４　外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第１０章　研究施設及び公開講座

（研究施設）
第68条　本学に次の施設を設ける。
(1) 東海学院大学附属図書館
(2) 東海えほんの森
(3) 保育実習室（あそびの森）
２　前項の施設に関する必要な事項は、別に定める。

（公開講座）
第69条　本学に、公開講座を開設することがある。
２　公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第１１章　学生寮及び保健施設

（学生寮）
第70条　本学に学生寮を置く。

２　学生寮に関する事項は、別に定める。

（保健室）
第 71 条　本学に保健室を設け、健康診断を行うとともに健康相談に応じ、必要ある場合は応急処置をなす。

第１２章　賞罰

（表彰）
第 72 条　学生が他の模範となる行為のあった場合又は学業成績その他の業績が特に顕著な場合、学長は、これを表彰することがある。
２　表彰に関する事項は、別に定める。

（懲戒）
第 73 条　学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった場合は、学長はこれを懲戒する。
２　懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 正当の理由がなくて長期間出席しない者
(3) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第１３章　改廃手続

（学則の改廃）
第 74 条　この学則の改廃は、学長が発議して役職者会議に諮り、教授会の議を得て、理事会が行う。

附　則（1）
1　本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（2）
1　本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（3）
1　本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（4）
1　本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（5）
1　本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（6）

1　本学則は、平成元年4月1日より施行する。

附　則（7）

1　本学則は、平成2年4月1日より施行する。

附　則（8）

1　本学則は、平成3年4月1日より施行する。

附　則（9）

1　本学則は、平成4年2月1日より施行する。

附　則（10）

1　本学則は、平成4年4月1日より施行する。

附　則（11）

1　本学則は、平成7年4月1日より施行する。

附　則（12）

1　本学則は、平成8年4月1日より施行する。

附　則（13）

1　本学則は、平成9年4月1日より施行する。
　但し、平成8年度以前に入学した者は、平成8年度学則による。

附　則（14）

1　本学則は、平成11年4月1日より施行する。

附　則（15）

1　本学則は、平成12年4月1日より施行する。

附　則（16）

1　本学則は、平成13年4月1日より施行する。
　但し、第9条第4項及び第10項に関しては平成12年度入学者にも適用する。

附　則（17）

1　本学則は、平成14年4月1日より施行する。

附　則（18）

1　本学則は、平成15年4月1日より施行する。
　但し、第34条第1項に関しては平成14年度以前の入学者にも適用する。
　又、この別表　教育課程は平成14年度の入学者にも適用する。
　更に、平成12、13年度の入学者にはその年度の別表　教育課程の訂正されたものを適用する。

附　則（19）

1　本学則は、平成16年4月1日より施行する。

附　則（20）
1　本学則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
2　収容定員については、第 3 条に定めるほか以下のとおりとする。
文学部　総合文化学科

区分＼年度等	平成 17 年度 収容定員	平成 18 年度 収容定員	平成 19 年度 収容定員
入学定員分	270 名	180 名	90 名
編入学定員分	40 名	40 名	20 名
合計	310 名	220 名	110 名

附　則（21）
1　本学則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（22）
1　本学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（23）
1　本学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（24）
1　本学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（25）
1　本学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（26）
1　本学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（27）
1　本学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
2　健康福祉学部総合福祉学科の収容定員については、第 3 条に定めるほか経過措置として次のとおりとする。

区分＼年度等	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入学定員	80 名	80 名	80 名
収容定員	380 名	360 名	340 名

附　則（28）
1　この改正学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2　平成 24 年度以前の入学者の授業料は、従前の学則の規定を適用する。
3　　東海学院大学大学院学則（平成 22 年 4 月 1 日施行）は、吸収し廃止する。

附　則（29）
1　本学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

2　健康福祉学部食健康栄養学科は、平成 26 年度より学生募集を停止し、対象となる学生が在籍しなくなったときに廃止する。

附　則（30）

1　本学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（31）

1　本学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（32）

1　本学則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（33）

1　本学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（34）

1　本学則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（35）

1　本学則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（36）

1　本学則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（37）

1　本学則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（38）

1　本学則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別表（東海学院大学学則第４条第２項関係）学科及び学科名

学部	学科・課程
健康福祉学部	総合福祉学科
	管理栄養学科
人間関係学部	心理学科
	子ども発達学科

別表（東海学院大学学則第８条第１項関係）学部収容定員

学部	学科・課程	入学定員	収容定員
健康福祉学部	総合福祉学科	80 名	320 名

	管理栄養学科	80 名	320 名
	計	160 名	640 名
人間関係学部	心理学科	120 名	480 名
	子ども発達学科	50 名	200 名
	計	170 名	680 名
合計		330 名	1,320 名

別表（東海学院大学学則第１５条第２項）教育課程　健康福祉学部　総合福祉学科

教育区分		授業科目名	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
教養科目	学びの基礎を身につける科目	基礎ゼミナールⅠ	1	2		10 単位必修
		基礎ゼミナールⅡ	1		2	
	国語表現力を高める科目	国語表現	1		2	
	英語表現力を高める科目	基礎英語 A	1		1	
		基礎英語 B	1		1	
		英語活用演習 A	1		1	
		英語活用演習 B	1		1	
	情報処理技能を高める科目	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
		情報リテラシー	1		1	
	世界を理解する科目	英米の言語と文化	1		2	
		中国の言語と文化	1		2	
		韓国の言語と文化	1		2	
		スペイン語圏の言語と文化	1		2	
		海外実践	2		2	
		異文化コミュニケーション	2		2	
	就業力を高める科目	就業力基礎	1		2	
		キャリア形成	2		2	
		インターンシップ A	3		2	
		インターンシップ B	3		2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目	哲学・思想	1		2	
		倫理学	1		2	
		歴史学	1		2	
		文学	1		2	
		言語学	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		社会学	1		2	
		経済学	1		2	
		近現代の世界	1		2	
		社会と福祉	1		2	
		数学	1		2	
		化学	1		2	

		生物学	1		2	
		生命科学	1		2	
		生活と環境	1		2	
		体育実技Ａ	1		1	
		体育実技Ｂ	1		1	
		体育講義	1		2	
		保健衛生	1		2	
		美術	1		2	
		音楽	1		2	
学部共通科目		健康福祉概論	1		2	2 単位以上
		卒業研究	4		4	
専門科目	専門基礎科目	障害者福祉論Ⅰ	1	2		16 単位必修
		現代社会と福祉Ⅰ	1	2		
		地域福祉論Ⅰ	1	2		
		老人福祉論Ⅰ	1	2		
		児童福祉論Ⅰ	1	2		
		社会保障論Ⅰ	2	2		
		現代社会と福祉Ⅱ	2	2		
		社会保障論Ⅱ	2	2		
		こころとからだのしくみⅠ	2		2	
	社会福祉	医学一般	1		2	
		心理学概論	1		2	
		社会学概論	1		2	
		社会福祉調査論	2		2	
		社会福祉援助技術総論Ⅰ	1	2		
		社会福祉援助技術総論Ⅱ	1		2	
		社会福祉援助技術論Ⅰ	2		2	
		社会福祉援助技術論Ⅱ	2		2	
		社会福祉援助技術論Ⅲ	2		2	
		社会福祉援助技術論Ⅳ	2		2	
		地域福祉論Ⅱ	2		2	
		社会福祉施設経営論	3		2	
		老人福祉論Ⅱ	2		2	
		介護概論	1		2	
		障害者福祉論Ⅱ	2		2	
		児童福祉論Ⅱ	2		2	

		公的扶助論	2	2		
		保健医療サービス	1		2	
		権利擁護と成年後見制度	3		2	
		更生保護制度	3		2	
		社会福祉援助技術演習Ⅰ	2		2	
		社会福祉援助技術演習Ⅱ	2		2	
		社会福祉援助技術演習Ⅲ	2		2	
		社会福祉援助技術演習Ⅳ	3		2	
		社会福祉援助技術演習Ⅴ	3		2	
		社会福祉実習指導Ⅰ	2		1	
		社会福祉実習指導Ⅱ	3		1	
		社会福祉実習指導Ⅲ	3		1	
		社会福祉実習（240 時間）	2～3		5	
	精神福祉	精神保健福祉制度論	2		2	
		精神保健福祉支援論	2		2	
		精神保健福祉の原理	2		2	
		精神医学Ⅰ	1		2	
		精神医学Ⅱ	1		2	
		精神保健学Ⅰ	2		2	
		精神保健学Ⅱ	2		2	
		精神障害リハビリテーション学Ⅰ	3		2	
		精神障害リハビリテーション学Ⅱ	3		2	
		精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	3		2	
		精神保健福祉援助技術各論	3		2	
		精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		2	
		精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		2	
		精神保健福祉援助演習Ⅲ	4		2	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	3		1	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4		1	
		精神保健福祉援助実習	3～4		5	
	介護福祉	介護福祉論Ⅰ	1		2	
		介護福祉論Ⅱ	1		2	
		介護福祉論Ⅲ	2		2	
		介護福祉論Ⅳ	2		2	
		コミュニケーション技術	1		2	

		生活支援技術Ⅰ	1		4	
		生活支援技術Ⅱ	1		4	
		生活支援技術Ⅲ	2		4	
		生活支援技術Ⅳ	2		4	
		生活支援技術Ⅴ	3		4	
		介護過程Ⅰ	1		2	
		介護過程Ⅱ	2		2	
		介護過程Ⅲ	2		2	
		介護過程Ⅳ	2		2	
		介護過程Ⅴ	3		2	
		介護総合演習Ⅰ	2		2	
		介護総合演習Ⅱ	2		2	
		介護総合演習Ⅲ	3		4	
		介護実習Ⅰ－１	2		3	
		介護実習Ⅰ－２	2		3	
		介護実習Ⅱ	3		4	
		発達と老化の理解Ⅰ	1		2	
		発達と老化の理解Ⅱ	1		2	
		認知症の理解Ⅰ	1		2	
		認知症の理解Ⅱ	2		2	
		障害の理解Ⅰ	2		2	
		障害の理解Ⅱ	2		2	
		こころとからだのしくみⅡ	2		2	
		医療的ケアⅠ	2		2	
		医療的ケアⅡ	3		2	
		医療的ケアⅢ	3		2	
	社会スポーツ	スポーツ技術論	2		2	
		スポーツ科学入門	1		1	
		スポーツマネジメント	2		2	
		ウエイト&エアロビック・トレーニング	2		2	
		スポーツ社会学	2	2		
		スポーツ心理学	1	2		
		スポーツ栄養学	3		2	
		コーチング論	3		2	
		トレーニング科学	3		2	

		バイオメカニクス	3		2	
		スポーツ医学Ⅰ	2		2	
		スポーツ医学Ⅱ	3		2	
		障害者スポーツ論Ⅰ	2		2	
		障害者スポーツ論Ⅱ	3		2	
		福祉スポーツ演習	3		2	
		体育原理	1	2		
		運動生理学	2	2		
		衛生学	1	2		
		学校保健	2	2		
		小児保健	2	2		
		精神保健	3	2		
		救急処置法	3	2		
		健康スポーツ実習	2		2	
		スポーツ実習Ⅰ（陸上）	2		1	
		スポーツ実習Ⅱ（水泳）	1		1	
		スポーツ実習Ⅲ（球技Ａ）	2		1	
		スポーツ実習Ⅳ（球技Ｂ）	2		1	
		スポーツ実習Ⅴ（武道）	1		1	
		スポーツ実習Ⅵ（器械運動）	1		1	
		スポーツ実習Ⅶ（ダンス）	1		1	
		スポーツ実習Ⅷ（レクリエーション）	1		1	
	医療事務	医療事務総論	2		2	
		医療秘書概論	2		2	
		医療秘書実務	3		2	
		診療報酬請求事務	3		2	
		フィールドプロジェクト演習	3		4	
		表計算応用演習	2		2	
		コンピュータネットワーク	2		2	
	臨床工学	解剖学Ⅰ	1		1	
		解剖学Ⅱ	1		1	
		医学概論	1		1	
		基礎医学実習	2		1	
		病理学	1		2	

		公衆衛生学	1	1			
		生理学	1	1			
		生理学実習	2		1		
		生化学Ⅰ	1		1		
		生化学Ⅱ	2		1		
		臨床免疫学	2		1		
		臨床薬理学	2		1		
		臨床医学総論Ⅰ	2		2		
		臨床医学総論Ⅱ	3		2		
		臨床医学総論Ⅲ	3		2		
		臨床医学総論Ⅳ	4		1		
		関係法規	2		1		
		チーム医療概論	1		1		
		医用情報処理工学	1		2		
		システム情報処理実習	1		1		
		医用システム工学	2		2		
		応用数学Ⅰ	1		1		
		応用数学Ⅱ	1		1		
		統計学	2		1		
		医用工学概論	1		2		
		生体物性工学	2		2		
		医用材料工学	2		2		
		計測工学	2		1		
		医用機器学概論	1		2		
		医用治療機器学Ⅰ	2		1		
		医用治療機器学Ⅱ	2		1		
		医用治療機器学実習	3		1		
		機械工学	1		2		
		医用機器安全管理学	3		2		
		医用機器安全管理学方法論Ⅰ	3		1		
		医用機器安全管理学方法論Ⅱ	3		1		
		医療安全管理学	3		1		
		医療安全管理学実習	3		1		
		画像診断学	2		1		
		制御工学	2		2		
		電気工学Ⅰ	1		2		

		電気工学Ⅱ	1		2	
		電気工学実習	2		1	
		電子工学Ⅰ	2		2	
		電子工学Ⅱ	2		2	
		電子工学実習	3		1	
		生体計測装置学Ⅰ	2		1	
		生体計測装置学Ⅱ	2		1	
		生体計測装置学実習	3		1	
		臨床支援技術学	3		1	
		臨床支援技術学演習	3		1	
		臨床支援技術学実習	3		1	
		生体機能代行装置学Ⅰ（呼吸）	2		2	
		生体機能代行装置学演習Ⅰ（呼吸）	3		1	
		生体機能代行装置学実習Ⅰ（呼吸）	3		1	
		生体機能代行装置学Ⅱ（循環）	2		2	
		生体機能代行装置学演習Ⅱ（循環）	3		1	
		生体機能代行装置学実習Ⅱ（循環）	3		1	
		生体機能代行装置学Ⅲ（代謝）	2		2	
		生体機能代行装置学演習Ⅲ（代謝）	3		1	
		生体機能代行装置学実習Ⅲ（代謝）	3		1	
		臨床実習Ⅰ（実践活動外学習）	4		1	
		臨床実習Ⅱ	4		6	

教養科目 10 単位以上、学部共通科目 2 単位以上、専門科目 60 単位以上（ただし、専門基礎科目から 16 単位以上）（学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる）、合計 124 単位以上修得すること。

（履修科目の登録の上限：49 単位（年間））

介護実習については 5 分の 4 に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。その他の実習については別に定める。

別表（東海学院大学学則第１５条第２項）教育課程　健康福祉学部　管理栄養学科

教育区分		授業科目名	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
教養科目	学びの基礎を身につける科目	基礎ゼミナールⅠ	1	2		
		基礎ゼミナールⅡ	1		2	
	国語表現力を高める科目	国語表現	1		2	
	英語表現力を高める科目	基礎英語Ａ	1･2		1	
		基礎英語Ｂ	1･2		1	
		英語活用演習Ａ	1･2･3･4		1	
		英語活用演習Ｂ	1･2･3･4		1	
	情報処理技能を高める科目	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
		情報リテラシー	1･2･3･4		1	
	世界を理解する科目	英米の言語と文化	1･2･3･4		2	
		中国の言語と文化	1･2･3･4		2	
		韓国の言語と文化	1･2･3･4		2	
		スペイン語圏の言語と文化	1･2･3･4		2	
		海外実践	1･2･3･4		2	
		異文化コミュニケーション	2		2	
	就業力を高める科目	就業力基礎	1		2	
		キャリア形成	2･3		2	
		インターンシップＡ	3･4		2	
		インターンシップＢ	3･4		2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目	哲学・思想	1･2･3･4		2	
		倫理学	1･2･3･4		2	
		歴史学	1･2･3･4		2	
		文学	1･2･3･4		2	
		言語学	1･2･3･4		2	
		日本国憲法	1･2･3･4		2	
		社会学	1･2･3･4		2	
		経済学	1･2･3･4		2	
		近現代の世界	1･2･3･4		2	
		社会と福祉	1･2･3･4	2		
		数学	1･2･3･4		2	

				化学	1･2･3･4		2	
				生物学	1･2･3･4		2	
				生命科学	1･2･3･4		2	
				生活と環境	1･2･3･4		2	
				体育実技Ａ	1･2･3･4		1	
				体育実技Ｂ	1･2･3･4		1	
				体育講義	1･2･3･4		2	
				保健衛生	1･2･3･4		2	
				美術	1･2･3･4		2	
				音楽	1･2･3･4		2	
学部共通科目				健康福祉概論	1	2		
				卒業研究	4	4		
専門科目	管理栄養領域	専門基礎分野	社会・環境と健康	公衆衛生学	2	2		臨床検査領域と共通科目
				公衆衛生学実習	3		1	
				健康管理学	3	2		
				情報科学	1		2	臨床検査領域と共通科目
			人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	医学概論	1	2		臨床検査領域と共通科目
				解剖生理学Ⅰ	1	2		臨床検査領域と共通科目
				解剖生理学Ⅱ	1	2		臨床検査領域と共通科目
				解剖生理学実習	1	1		臨床検査領域と共通科目
				運動生理学	2		2	
				生化学	1	2		臨床検査領域と共通科目
				生化学実験	2	1		臨床検査領域と共通科目
				病理学	1	2		臨床検査領域と共通科目
				臨床医学総論	2		2	臨床検査領域と共通科目
				臨床医学実習	3		1	
			食べ物と健康	食品衛生学	1		2	
				食品衛生学実験	2		1	
				調理学	1		2	
				基礎調理学実習	1		1	
				応用調理学実習	1		1	
				食べ物と健康Ⅰ	1	2		
				食べ物と健康Ⅱ	1	2		
				食品加工学実験	1		1	
				食品学基礎実験	1		1	

				食品学実験	2		1	
		専門分野	基礎栄養学	基礎栄養学	1	2		臨床検査領域と共通科目
				基礎栄養学実習	1	1		
			応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2	2		
				応用栄養学Ⅱ	3		2	
				栄養マネジメント論	3		2	
				応用栄養学実習	3		1	
			栄養教育論	栄養教育概論	1	2		
				栄養教育論	2		2	
				栄養カウンセリング論	3		2	
				栄養教育論実習	3		1	
				食教育指導論	2		2	
				学校栄養指導論	2		2	
			臨床栄養学	臨床栄養学概論Ⅰ	2	2		臨床検査領域と共通科目
				臨床栄養学概論Ⅱ	2	2		臨床検査領域と共通科目
				栄養治療学	3		2	
				栄養治療学実習	3		1	
				臨床栄養活動論	3		2	
				臨床栄養活動論実習	3		1	
			公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	3	2		
				公衆栄養学Ⅱ	3	2		
				公衆栄養学実習	3		1	
			給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2		2	
				給食経営管理論Ⅱ	2		2	
				給食経営管理実習	3		2	
			総合演習	健康栄養総合演習Ⅰ	3		1	
				健康栄養総合演習Ⅱ	4		1	
				医療情報処理演習Ⅰ	2		1	
				医療情報処理演習Ⅱ	4		1	
			臨地実習	校外実習（給食の運営）	3		1	
				臨地実習（給食経営管理）	3		1	
				臨地実習（公衆栄養）＊	4		1	＊印の３科目から２科目を選択
				臨地実習（臨床栄養Ⅰ）＊	4		1	
				臨地実習（臨床栄養Ⅱ）＊	4		1	

臨床検査領域	専門基礎分野	病態学(新告示第１条は薬理学及び病態薬理学を除く)	臨床病態学Ⅰ	2		2	
			臨床病態学Ⅱ	3		2	
			(臨床医学総論)	(2)		(2)	管理栄養領域と共通科目
			(解剖生理学Ⅰ)	(1)	(2)		管理栄養領域と共通科目
			(解剖生理学Ⅱ)	(1)	(2)		管理栄養領域と共通科目
			(解剖生理学実習)	(1)	(1)		管理栄養領域と共通科目
			(生化学)	(1)	(2)		管理栄養領域と共通科目
			(生化学実験)	(2)	(1)		管理栄養領域と共通科目
			(基礎栄養学)	(1)	(2)		管理栄養領域と共通科目
			(病理学)	(1)	(2)		管理栄養領域と共通科目
			(臨床栄養学概論Ⅰ)	(2)	(2)		管理栄養領域と共通科目
			(臨床栄養学概論Ⅱ)	(2)	(2)		管理栄養領域と共通科目
			認知症予防学	4		1	
			薬理学	2		1	
			病態薬理学	2		1	
		公衆衛生学	(公衆衛生学)	(2)	(2)		管理栄養領域と共通科目
			(医学概論)	(1)	(2)		管理栄養領域と共通科目
		医用工学概論	医用工学概論(実習を含む)	2		2	
			検査機器総論	1		1	
			(情報科学)	(1)		(2)	管理栄養領域と共通科目
	専門分野	血液検査学	血液検査学Ⅰ	2		2	
			血液検査学Ⅱ	3		2	
			血液検査学実習	3		2	
		病理検査学	病理検査学Ⅰ	2		2	
			病理検査学Ⅱ	2		1	
			病理検査学実習	3		2	
		尿・糞便等一般検査学	一般検査学	1		2	
			一般検査学実習	2		1	
			医動物学(実習を含む)	2		2	
		生化学検査学	臨床化学検査学	2		2	
			臨床化学検査学実習	3		2	
		免疫検査学	免疫検査学	2		2	
			免疫検査学実習	3		1	
			放射性同位元素検査学	3		1	

			遺伝子関連・染色体検査学	遺伝子検査学	3		2	
				遺伝子検査学実習	3		1	
			輸血・移植検査学	輸血・移植検査学	2		2	
				輸血・移植検査学実習	3		2	
			微生物検査学	微生物学	1		2	
				微生物検査学	2		2	
				微生物検査学実習	2		2	
			生理検査学	生理検査学Ⅰ	1		2	
				生理検査学Ⅱ	2		2	
				生理検査学Ⅲ	2		2	
				生理検査学実習	3		2	
				画像検査学	3		2	
			臨床検査総合管理学	検査総合管理学Ⅰ	2		2	
				検査総合管理学Ⅱ	3		2	
				検査診断学総論	4		2	
			医療安全管理学	医療安全管理学	4		2	
				医療安全管理学実習	4		1	
			臨地実習	臨地実習前評価	3		1	
				生理検査学に関する臨地実習	3		3	
				生理検査学以外の臨地実習	3		8	
	専門発展領域			栄養士課題研究Ⅰ	3		1	
				栄養士課題研究Ⅱ	3		1	
				管理栄養士課題研究	1･2･3･4		1	
				アグリビジネス論Ⅰ	1･2･3･4		2	
				アグリビジネス論Ⅱ	1･2･3･4		2	
				アグリビジネス論実習Ⅰ	4		2	
				アグリビジネス論実習Ⅱ	4		2	
				農学基礎実習	4		2	
				農学応用実習	4		2	
				スポーツ栄養Ⅰ	4		2	
				スポーツ栄養Ⅱ	4		2	

教養科目 14 単位以上、学部共通科目 6 単位、専門科目 78 単位以上、並びに、教養科目 14 単位を超える単位、専門科目 78 単位を超える単位、自由科目、自己設計科目の修得単位を含め、合計 124 単位以上修得すること。

（履修科目の登録の上限：49 単位（年間））

実習については別に定める。

別表（東海学院大学学則第１５条第２項）教育課程　人間関係学部　心理学科

教育区分		授業科目名	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
教養科目	学びの基礎を身につける科目	基礎ゼミナールⅠ	1	2		
		基礎ゼミナールⅡ	1		2	
	国語表現力を高める科目	国語表現	1		2	
	英語表現力を高める科目	基礎英語Ａ	1		1	
		基礎英語Ｂ	1		1	
		英語活用演習Ａ	1		1	
		英語活用演習Ｂ	1		1	
	情報処理技能を高める科目	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
		情報リテラシー	1		1	
	世界を理解する科目	英米の言語と文化	1		2	
		中国の言語と文化	1		2	
		韓国の言語と文化	1		2	
		スペイン語圏の言語と文化	1		2	
		海外実践	2		2	
		異文化コミュニケーション	2		2	
	就業力を高める科目	就業力基礎	1		2	
		キャリア形成	2		2	
		インターンシップＡ	3		2	
		インターンシップＢ	3		2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目	哲学・思想	1		2	
		倫理学	1		2	
		歴史学	1		2	
		文学	1		2	
		言語学	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		社会学	1		2	
		経済学	1		2	
		近現代の世界	1		2	
		社会と福祉	1		2	
		数学	1		2	

			化学	1		2	
			生物学	1		2	
			生命科学	1		2	
			生活と環境	1		2	
			体育実技A	1		1	
			体育実技B	1		1	
			体育講義	1		2	
			保健衛生	1		2	
			美術	1		2	
			音楽	1		2	
学部共通科目			心理学概論	1	2		
			卒業研究	4	4		
専門科目	専門基礎科目		心理学研究法	1	2		
			専門演習ⅠA（救急救命分野以外）	3	1		
			専門演習ⅠA（救急救命分野）	4	1		
			専門演習ⅠB（救急救命分野以外）	3	1		
			専門演習ⅠB（救急救命分野）	4	1		
			専門演習ⅡA	4	1		
			専門演習ⅡB	4	1		
			心理学実験	2		2	2単位選択必修
			心理学検査実習	2		2	
			臨床心理学概論	1		2	4単位選択必修
			発達心理学	1		2	
			学習・言語心理学	1		2	
			知覚・認知心理学A（認知）	1		2	
			社会・集団・家族心理学A（社会・集団）	2		2	
			感情・人格心理学	1		2	
	分野別専門科目	心理学分野	心理測定法	1		2	
			心理学統計法	1		2	
			応用心理学統計法	2		2	
			知覚・認知心理学B（知覚）	2		2	
			神経・生理心理学	3		2	
			比較心理学	3		2	
			社会・集団・家族心理学B（家族）	2		2	
			応用心理学	3		2	

			児童心理学	2		2	
			青年心理学	2		2	
			老年心理学	3		2	
			公認心理師の職責	1		2	
			障害者・障害児心理学	3		2	
			心理的アセスメント	2		2	
			心理学的支援法	2		2	
			心理療法技法論	3		2	
			健康・医療心理学	2		2	
			福祉心理学	3		2	
			教育・学校心理学	2		2	
			司法・犯罪心理学	3		2	
			産業・組織心理学	2		2	
			人体の構造と機能及び疾病	1		2	
			精神医学(精神疾患とその治療)	2		2	
			関係行政論	2		2	
			心理演習	3		2	
			心理実習	3～4		2	
			心理学専門英語	3		2	
			心理学観察演習	3		2	
			実験社会心理学演習	3		2	
		言語聴覚分野	医学総論	1		1	
			リハビリテーション医学・臨床神経学	2		2	
			耳鼻咽喉科学・形成外科学	3		2	
			臨床歯科医学・口腔外科学	3		2	
			呼吸発声発語系の構造・機能・疾病	2		2	
			聴覚系の構造・機能・疾病	2		2	
			神経系の構造・機能・疾病	2		2	
			音声学	1		2	
			言語発達学	1		2	
			音響学	2		1	
			聴覚心理学	2		1	
			リハビリテーション概論	1		2	
			社会保障制度・関係法規	2		2	
			言語聴覚障害学総論	1		2	
			言語聴覚障害診断学	3		2	

			失語症学Ⅰ	1		2	
			失語症学Ⅱ	2		1	
			失語症学Ⅲ	2		1	
			失語症学Ⅳ	3		1	
			高次脳機能障害学Ⅰ	2		2	
			高次脳機能障害学Ⅱ	3		1	
			言語発達障害学Ⅰ	1		2	
			言語発達障害学Ⅱ	2		1	
			言語発達障害学Ⅲ	2		1	
			言語発達障害学Ⅳ	3		1	
			言語発達障害学Ⅴ	3		1	
			音声障害	3		1	
			構音障害Ⅰ	1		2	
			構音障害Ⅱ	2		1	
			構音障害Ⅲ	2		1	
			構音障害Ⅳ	3		1	
			嚥下障害学Ⅰ	2		2	
			嚥下障害学Ⅱ	3		1	
			嚥下障害学Ⅲ	3		1	
			吃音	3		2	
			聴覚障害学Ⅰ	1		2	
			聴覚障害学Ⅱ	2		1	
			聴覚障害学Ⅲ	3		1	
			補聴器・人工内耳Ⅰ	3		1	
			補聴器・人工内耳Ⅱ	3		1	
			聴覚検査法Ⅰ	2		1	
			聴覚検査法Ⅱ	3		1	
			臨床実習	3～4		12	
		救急救命分野	解剖学	1		2	
			生理学	1		2	
			病理学	1		1	
			薬理学	1		1	
			生化学	1		1	
			微生物学	1		1	
			内科学Ⅰ	2		2	
			内科学Ⅱ	2		2	
			内科学Ⅲ	2		2	

			小児科学	2		1	
			公衆衛生学	2		1	
			救急医学概論	1		2	
			救急処置総論	1		2	
			救急処置各論	2		2	
			災害医学	3		1	
			外傷学	2		2	
			外科学Ⅰ	3		2	
			外科学Ⅱ	3		2	
			環境障害・急性中毒学	2		2	
			産婦人科学	3		1	
			整形外科学	3		2	
			脳外科学	2		2	
			放射線概論	3		1	
			救急救助実習	1		2	
			シミュレーションⅠ（疾病）	1		2	
			シミュレーションⅡ（傷病者）	2		2	
			シミュレーションⅢ（特定行為）	2		3	
			シミュレーションⅣ（重症外傷者）	3		3	
			シミュレーションⅤ（救急活動）	3		3	
			シミュレーションⅥ（救急車同乗）	4		2	
			シミュレーションⅦ（総合訓練）	4		4	
			病院内臨床実習	3		4	
	専門関連科目		人間の歴史	2		2	
			人文地理学	2		2	
			地誌学	3		2	
			日本の歴史と文化	1		2	
			市民生活と法	1		2	
			法学概論	1		2	
			社会学総論	2		2	
			哲学概論	3		2	
			医療倫理	3		1	

教養科目 10 単位以上、学部共通科目 6 単位、専門科目 60 単位以上、合計 124 単位以上修得すること。

（履修科目の登録の上限：49 単位（年間））

実習については別に定める。

別表（東海学院大学学則第１５条第２項）教育課程　人間関係学部　子ども発達学科

教育区分		授業科目名	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
教養科目	学びの基礎を身につける科目	基礎ゼミナールⅠ	1	2		
		基礎ゼミナールⅡ	1		2	
	国語表現力を高める科目	国語表現	1		2	
	英語表現力を高める科目	基礎英語Ａ	1		1	
		基礎英語Ｂ	1		1	
		英語活用演習Ａ	1		1	
		英語活用演習Ｂ	1		1	
	情報処理技能を高める科目	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
		情報リテラシー	1		1	
	世界を理解する科目	英米の言語と文化	1		2	
		中国の言語と文化	1		2	
		韓国の言語と文化	1		2	
		スペイン語圏の言語と文化	1		2	
		海外実践	2		2	
		異文化コミュニケーション	2		2	
	就業力を高める科目	就業力基礎	1		2	
		キャリア形成	2		2	
		インターンシップＡ	3		2	
		インターンシップＢ	3		2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目	哲学・思想	1		2	
		倫理学	1		2	
		歴史学	1		2	
		文学	1		2	
		言語学	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		社会学	1		2	
		経済学	1		2	
		近現代の世界	1		2	
		社会と福祉	1		2	
		数学	1		2	

			化学	1		2	
			生物学	1		2	
			生命科学	1		2	
			生活と環境	1		2	
			体育実技A	1		1	
			体育実技B	1		1	
			体育講義	1		2	
			保健衛生	1		2	
			美術	1		2	
			音楽	1		2	
学部共通科目			心理学概論	1		2	
			卒業研究	4	4		
専門科目	専門基礎科目		子ども学総論	1	2		＊
			子どもフィールドワークⅠ	1	1		＊
			子どもフィールドワークⅡ	1	1		＊
			子どもフィールドワークⅢ	2		1	
			保育キャリア演習	2		1	＊
			子どもとプログラミング	1		1	＊は保育
			子どもと遊び	2		1	関連専
			ワークショップ研究	2		1	門科目
			子どもとうた	2		1	
	教職課程に関する科目	教科及び指導法	教科国語	1		1	＊は保育
			教科国語演習	4		1	関連専
			教科社会	1		1	門科目
			教科社会演習	4		1	
		領域及び指導法	教科算数	1		1	
			教科算数演習	4		1	
			教科理科	1		1	
			教科理科演習	4		1	
			教科生活	1		1	
			教科音楽	1		1	
			教科音楽演習	4		1	
			器楽Ⅰ	1		1	＊
			器楽Ⅱ	2		1	＊
			器楽Ⅲ	4		1	＊

			教科図画工作	1		1	
			教科図画工作演習	4		1	
			教科家庭	1		1	
			教科体育	2		1	
			教科体育演習	4		1	
			教科外国語	2		1	
			国語科指導法	2		2	
			社会科指導法	2		2	
			算数科指導法	2		2	
			理科指導法	2		2	
			生活科指導法	2		2	
			音楽科指導法	3		2	
			図画工作科指導法	3		2	
			家庭科指導法	3		2	
			体育科指導法	3		2	
			外国語科指導法	3		2	
			子どもと健康	1		2	＊
			子どもと環境	1		2	＊
			子どもと人間関係	2		2	＊
			子どもと言葉	1		2	＊
			子どもと表現	1		2	＊
			保育内容総論	2		2	＊
			保育内容・健康	3		2	＊
			保育内容・環境	2		2	＊
			保育内容・人間関係	3		2	＊
			保育内容・言葉	2		2	＊
			保育内容・表現Ⅰ	2		1	＊
			保育内容・表現Ⅱ	2		1	＊
		教育基礎理論	教育原理	1		2	＊
			保育原理	1		2	＊
			教職概論	1		2	
			保育者論	1		2	＊
			教育経営論	1		2	
			教育心理学	1		2	
			保育の心理学	1		2	＊
			特別支援教育	3		1	
			教育課程論	2		2	

			保育・教育課程総論	2		2	＊
		特別の教科及び教科外・領域外の指導法	道徳教育論	2		2	
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	
			教育方法論	2		2	
			情報通信機器を活用した教育に関する理論および方法	2		1	
			生徒・進路指導論	3		2	
			教育相談	3		2	
		教育実践	教育実習指導	3		1	
			教育実習	3		4	
			教職実践演習(小)	4		2	
			保育・教職実践演習(幼)	4		2	＊
		独自科目	絵本の世界Ⅰ	1		2	＊
			絵本の世界Ⅱ	1		2	＊
			絵本の世界Ⅲ	1		2	＊
			特別な支援を要する子どもの理解と支援	2		2	＊
		特別支援教育	特別支援教育総論	1		2	
			知的障害児の心理・生理・病理	3		2	
			肢体不自由児の心理・生理・病理	3		2	
			病弱児の心理・生理・病理	2		2	
			知的障害児教育論Ⅰ	3		2	
			知的障害児教育論Ⅱ	4		2	
			肢体不自由児教育論Ⅰ	3		2	
			肢体不自由児教育論Ⅱ	4		2	
			病弱児教育論	3		2	
			視覚障害児教育総論	2		1	
			聴覚・言語障害児教育総論	1		1	
			重複障害児教育総論	4		1	
			発達障害児の心理・生理・病理	2		1	
			発達障害児教育総論	2		1	
			特別支援教育実習セミナー	3～4		1	
			特別支援教育実習	4		2	

	保育本質・目的	社会福祉	1		2	＊
		子ども家庭福祉	1		2	＊
		社会的養護Ⅰ	2		2	＊
		子ども家庭支援論	3		2	＊
	保育対象理解	子ども家庭支援の心理学	1		2	＊
		子どもの保健	3		2	＊
		子どもの食と栄養	3		2	＊
		子ども理解	2		2	＊
	保育内容・方法	社会的養護Ⅱ	3		1	＊
		子育て支援	4		1	＊
		乳児保育Ⅰ	2		2	＊
		乳児保育Ⅱ	3		1	＊
		子どもの健康と安全	4		1	＊
	保育実習	保育実習指導Ⅰ	2～3		2	＊
		保育実習Ⅰ（保育所）	2		2	＊
		保育実習Ⅰ（施設）	3		2	＊
		保育実習指導Ⅱ	4		1	＊
		保育実習Ⅱ	4		2	＊
		保育実習指導Ⅲ	4		1	＊
		保育実習Ⅲ	4		2	＊
	発展領域	子ども臨床心理学	2		2	
		カウンセリング	2		2	
		スポーツ心理学	1		2	
		スポーツ技術論	2		2	
		スポーツ社会学	2		2	
		コーチング論	3		2	
		こども音楽療育概論	2		2	
		こども音楽療育演習	3		1	
		こども音楽療育実習	3		1	

教養科目 10 単位以上、学部共通科目 2 単位以上、専門科目 60 単位以上（学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる）、合計 124 単位以上修得すること。

（履修科目の登録の上限：49 単位（年間））

実習については別に定める。

別表（東海学院大学学則第１５条第３項）教育課程　自己設計科目

授業科目名	開講年次	単位数		備考
		必修	選択	
大学コンソーシアムⅠ	1･2･3･4		2	*1 は管理栄養学科のみ履修可能
大学コンソーシアムⅡ	1･2･3･4		2	
大学コンソーシアムⅢ	1･2･3･4		2	
教職概論	1		2	*2 は総合福祉学科のみ履修可能
教育原理	1		2	
教育心理学	1		2	
教育経営論	3		2	*3 は心理学科のみ履修可能
教育課程論	2		2	
道徳教育論	3		2	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3		2	*4 は総合福祉学科保健体育の教職希望者のみ履修可能
教育方法論	2		2	
生徒・進路指導論	3		2	
特別支援教育	2		1	
*1 生徒指導論	3		2	
教育相談	2		2	
カウンセリング論	1		2	
*2 福祉科指導法Ⅰ	3		2	
*2 福祉科指導法Ⅱ	3		2	
*2 保健体育科指導法Ⅰ	2		2	
*2 保健体育科指導法Ⅱ	3		2	
*2 保健体育科指導法Ⅲ	3		2	
*2 保健体育科指導法Ⅳ	3		2	
*2 教職福祉実習	4		1	
教育実習指導	3～4		1	
教育実習Ⅰ	4		2	
教育実習Ⅱ	4		2	
*1 栄養教育実習指導	3～4		1	
*1 栄養教育実習	4		1	
教職実践演習（中・高）	4		2	
*1 教職実践演習（栄養教諭）	4		2	
フィールドスタディプログラムA(学校安全)	3		1	
フィールドスタディプログラムB(授業実践)	3		1	

*3 社会科・公民科指導法Ⅰ	3		2	
*3 社会科・公民科指導法Ⅱ	3		2	
*3 社会科指導法Ⅰ	3		2	
*3 社会科指導法Ⅱ	3		2	
*4 教育経営論	2		2	
情報通信技術を活用した教育に関する理論および方法	2		1	

別表（東海学院大学学則第１５条第３項関係）教育課程　自由科目

授業科目名	開講年次	単位数	備考
		自由	
レクリエーション論	1	2	*1 は総合福祉学科のみ履修可能
コミュニケーションワーク	1	1	
グループワークトレーニング	1	1	*2 は管理栄養学科のみ履修可能
レクリエーション現場実習	2･3	1	
学校経営と学校図書館	1･2･3･4	2	
学校図書館メディアの構成	1･2･3･4	2	
学習指導と学校図書館	1･2･3･4	2	
読書と豊かな人間性	1･2･3･4	2	
視聴覚教育メディア論	1･2･3･4	2	
オフィススタディ	1	2	
オフィス実務演習	1	2	
ビジネスマナー	1	2	
オフィスワーク	2	2	
*1 物理学	1	1	
コーチング演習Ⅰ（ホッケー）	3	2	
コーチング演習Ⅱ（ホッケー）	3	2	
コーチング実践Ⅰ（ホッケー）	4	1	
コーチング実践Ⅱ（ホッケー）	4	1	

別表（東海学院大学学則第６７条第３項関係）　外国人留学生　授業科目

区分	授業科目	単位数
日本語及び日本事情	初級日本語	2
	中級日本語	1
	日本事情	1